(2)　既成市街地等内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換えについて、対象となる施策をその施行される土地の区域の面積が五、〇〇〇平方メートル以上である市街地再開発事業に関する都市計画に限定し、買換資産から中高層耐火建築物以外の建物等及び住宅の用に供される部分が含まれる建物等のその住宅の用に供される部分を除外する。

(3)　危険密集市街地内にある土地等の買換えについて、対象区域となる地震その他の災害が発生した場合に著しく危険な地区の細目を定める。

(4)　船舶から船舶への買換えについて、譲渡資産となる船舶の進水の日から譲渡の日までの期間の上限を定めるとともに、買換資産となる船舶に係る要件の見直しを行う。

(七)　特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、対象となる負担金から次の業務に係る基金に充てるための負担金を除外することとした。（租税特別措置法施行令第一八条の四及び第三九条の二二関係）

(1)　特定の事業を営む者に対する信用の保証をするための業務（信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の営む業務を除く。）

(2)　水産動物の種苗の生産及び放流、その放流に係る水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果の実証等の沿岸漁場の整備及び開発に資するための業務

(3)　農地利用集積円滑化団体が行う農用地の利用の集積の円滑化、農業構造の改善等に関する業務

(4)　都道府県青年農業者等育成センターが行う就農支援業務

(5)　独立行政法人環境再生保全機構が行うポリ塩化ビフェニル廃棄物処理費用助成等の業務

(六)　中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置について、不適用措置の対象から除かれる法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされる法人の範囲に、マンション敷地売却組合を加えることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の二四関係）

(九)　特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例について、長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の適用に係る細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の二八の三及び第三九条の一二四の三関係）

(一〇)　投資法人に係る課税の特例について、事業年度終了の時において有する特定資産の帳簿価額を総資産額の二分の一相当額超とする要件における特定資産の範囲等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の三二の三関係）

(三)　特定投資信託に係る受託法人の課税の特例について、事業年度終了の時において有する特定資産の帳簿価額を総資産額の二分の一相当額超とする要件における特定資産の範囲等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の三五の三関係）

(三)　公益法人等の損益計算書等の提出について、損益計算書等の提出を要しない法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされる法人の範囲に、マンション敷地売却組合を加えることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の三七関係）

(三)　地方法人税について、連結納税の承認を取り消された場合に租税特別措置法の特別税額控除制度により法人税の額に加算された金額があるときにおける地方法人税中間申告書の記載事項等の細目について定める等の所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令第二七条の四～第二七条の六、第二七条の九～第二七条の一一、第二七条の一二の三、第三八条、第三八条の四、第三八条の五、第三九条の一一、第三九条の三八の二、第三九条の三九、第三九条の四〇、第三九条の四一、第三九条の四三～第三九条の四八、第三九条の九六～第三九条の九八、第三九条の一一一及び第三九条の一二七関係）

3　国際課税

(一)　国外関連者との取引に係る課税の特例について、対象となる非関連者を通じた取引の範囲に役務提供取引等を加えることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の一二及び第三九条の一一二関係）

(二)　外国法人の内部取引に係る課税の特例について、内部取引の独立企業間価格の算定方法の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の一二の三関係）

(三)　関連者等に係る純支払利子等の課税の特例について、対象となる関連者支払利子等の額から除かれる外国銀行等の資本に係る負債の利子の額の計算の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の一三の二関係）

(四)　国外所得金額の計算の特例について、内部取引の独立企業間価格の算定方法の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の三三の四及び第三九条の一二六の二関係）

4　資産課税

(一)　相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に、博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人並びに幼保連携型認定こども園の設置を主たる目的とする学校法人を加えることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の三関係）

(二)　相続財産を拠出した場合の相続税の非課税制度の対象となる認定特定公益信託の範囲に、幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成を目的とする特定公益信託を加えることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の四関係）

(三)　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等について、適用対象となる要耐震改修住宅用家屋の範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の四の二及び第四〇条の五関係）

(四)　農地等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度について、適用対象とならない農地等の範囲、納税猶予期限の確定事由である耕作の放棄、特例適用農地等を収用交換等のために譲渡した場合において代替農地等で納税猶予を継続するための承認申請に係る手続等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の六及び第四〇条の七関係）

(五)　医業継続に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度等について、納税が猶予される税額等の計算方法の細目、特例の適用を受けるための担保の提供の手続、免除事由が生じた場合における猶予税額の免除の手続等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の八の四～第四〇条の八の八関係）

(六)　特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる住宅用家屋の範囲等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四二条の二の二関係）

(七)　農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる区域の範囲等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四二条の四の二関係）

(八)　新幹線鉄道の建設に係る不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置について、適用対象となる建設線を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四三条の五関係）

5　消費課税

非製品ガスに係る石油石炭税の還付手続等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五〇条の二の二関係）

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二〇年政令第一六一号）の一部改正関係

特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等に関する経過措置について、適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうちに公開等特定株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に対応する部分の金額がある場合における控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額の控除の方法について定めることとした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二七条関係）